

ねこのて訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 法人 合同会社ねこのてが開設するねこのて訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、主治の医師が在宅医療での訪問看護の必要を認めた者に対し、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護の運営にあたっては、ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : ねこのて訪問看護ステーション
- (2) 所在地 : 熊本県荒尾市西原町1丁目3-1 荒尾市起業家支援センター オフィスA

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法と関連法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができるものとする。

- (1) 管理者 看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護師の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
- (4) 事務員 適当数
介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 : 午前8時00分から午後6時00分までとする。但し、緊急時及び契約内容によっては利用者やその家族からの24時間連絡が可能な体制とし、状況に応じて対応する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第6条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の事業内容）

第8条 訪問看護の事業内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、吸引、胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどの管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- (4) リハビリテーション（運動療法・呼吸療法・摂食嚥下療法・言語療法など）
- (5) 食事療法や栄養状態改善の助言
- (6) 住まいの療養環境の調整と支援
- (7) 苦痛の緩和と看護
- (8) その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

（緊急時における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。緊急時における対応後には次のとおりとする。

- (1) 主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な対応を講ずるものとする。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (4) ステーションは、事故の発生又は再発防止に向けた指針を定めるものとする。
- (5) ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について、再発防止に向け、しかるべき対策を講ずることとする。

（個人情報の保護）

第10条 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、次のとおり厳正に取り扱う。

- (1) 看護職員等が業務上知り得た個人情報を、在職中はもとより、退職後も漏洩してはならない旨を、雇用契約時の契約内容に締結する。

- (2) 看護職員等が得た利用者の個人情報については、ステーションでの指定訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて同意を得た上で使用する。

(利用料等)

第11条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、その負担割合証に記載された割合額とする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額自己負担とする。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護の交通費については、50円/kmの交通費を徴収する。
- (2) 訪問看護を提供する際に必要な物品（皮膚保護剤・大人用オムツ等）は自己負担とする。
- (3) 死後の処置料の費用としては、利用者の希望に合わせて下記のとおり徴収する。
- | | |
|-------------------|---------|
| アプリケーション及び冷却のみの場合 | 10,000円 |
| 上記に加え死化粧も施す場合 | 20,000円 |
- (4) サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び利用料について説明を行い、利用者の同意を得る必要がある。

(通常の事業の実施地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、熊本県荒尾市、玉名市、玉名郡（長洲町・南関町）福岡県大牟田市。それ以外の地域については要相談とする。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、相談、苦情等に対する窓口及び相談担当者を設置し、訪問看護等に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- (1) ステーションは、苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- (2) 担当者不在の場合でも、基本的な事項については全職員が迅速な対応ができるようにするとともに、相談担当者へ必ず引継ぎをする体制をとる。
- (3) 営業日や営業時間外についても、転送電話で速やかに対応する。

(暴力団の排除に関する事項)

第14条 ステーションは、暴力団排除条例に基づき、全ての事業において暴力団を利することとならないよう、次のとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) ステーションの事業者及び管理者は、暴力団員等ではないこととする。
- (2) ステーションの運営は、暴力団等の支配を受けないこととする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施。
- (2) 苦情処理体制の整備。
- (3) 虐待の防止のための措置を整備。
- (4) ステーションは指定訪問看護の提供中に、看護師等又は第三者による虐待を受けたと思われる行為を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 その他、運営についての留意事項について、次のとおりとする。

- (1) ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (2) ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。